

保健室から

R4. 9. 12

新型コロナ陽性者の療養期間の変更について

R4. 9. 7より適用

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目	
有症状陽性者 (自宅療養者) 	発症日	7日間経過し、かつ 症状軽快後24時間経過							療養解除	発症日から7日間経過し かつ、症状軽快後24時間 経過した場合には8日目か ら解除が可能 (※1)			
有症状陽性者 (入院療養者) 	発症日	10日間経過し、かつ 症状軽快後72時間経過									療養解除	※従来から 変更なし	
無症状陽性者 (無症状病原体保有者) 	検体採取日	7日間							療養解除	※従来から変更なし			
	検体採取日	5日間				検査キット で陰性確認	療養解除	学校行事等、特別な事由がある時は、 5日目に抗原定性検査キットによる検査 で陰性を確認した場合には、6日目に解 除が可能 (※2)					

○濃厚接触者の自宅待機期間は5日間でこれまでとかわりません。

(※1・※2)

ただし、(※1) 有症状陽性者の自宅療養者は10日間が経過するまで、(※2) 無症状陽性者は7日間が経過するまで、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底する。

○療養期間中の外出自粛

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等購入の必要最小限の外出は差し支えないこと。移動時は公共交通機関を利用しないこと。

*症状軽快とは… 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻水等）が改善傾向にある状態のこと。